

鮫川村人材育成研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材育成研修事業補助金の交付に関し、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和60年鮫川村規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域及び村内各分野において村づくりに参画する人材の育成を目的とし、創造性に富む村づくりの人材確保を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、当該年度内において、補助対象者がおこなう産業、教育などの先進地視察等を通じて村づくりを担う人材育成を目的とする次に掲げるものとする。

- (1) 地域活性化を目的としたまちづくり及び人づくりに寄与する研修
- (2) 教育、文化及びスポーツを通じて地域振興の推進に寄与する研修
- (3) 国際化に向けた人材の育成を目的とする研修
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める研修

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動に関する研修
- (2) 受講者個人のみが利益を受けることが想定される研修
- (3) 企業や団体等が、役職員の研修や福利厚生のために実施する研修
- (4) 国、県その他団体から補助を受けている研修

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、前条に規定する事業に参加し、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業実施年度の4月1日現在において満15歳以上70歳以下の者で、かつ、本村に1年以上住所を有し、今後も引き続き居住が見込まれること
- (2) 本村の地域活性化に意欲的で、営利を目的としない個人又は団体
- (3) 地方税を滞納していないこと
- (4) 原則として、この要綱の適用を受け人材育成研修を行ったことがないこと

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めたときは、補助金交付の対象者とすることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鮫川村人材育成研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、研修事業実

施予定日の4か月以上前に村長に提出しなければならない。

- (1) 研修の行程表
- (2) 研修に参加する者の名簿及び住民票
- (3) 研修に参加する者の納税証明書
- (4) 研修に要する費用の明細書
- (5) その他、村長が特に必要とする書類

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、航空運賃、船賃、鉄道運賃、通行料金、バス料金、駐車料金とする。ただし、他の事業主体が負担すべき経費は含まない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算に定める範囲内において別表に掲げる区分による。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 他の補助等の制度を利用する研修事業については、重複助成はしないものとする。

(補助率等の特例)

第7条 高校生以下の者が、補助金交付の対象者となるときは、第6条の規定にかかわらず、村長は、その補助率を変更することができる。

(村の責務)

第8条 研修期間中の災害、事故等については、村は一切その責を負わないものとする。

(補助対象者の責務)

第9条 補助対象者は、研修期間中の健康管理並びに事故等については常に注意を払い、かつ保険に加入するものとする。

(研修参加者の義務)

第10条 研修に参加した者は、あらゆる機会を通じて、むらづくりの推進に積極的に活動するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 村長は、第4条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、鮫川村人材育成研修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。また、補助金を交付すべきでないと認めたときは、申請者にその結果を通知するものとする。

(概算払)

第12条 村長は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、鮫川村人材育成研修事業補助金概算払請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、鮫川村人材育成研修事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して30日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金を概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(1) 研修の行程表

(2) 決算書(経費内訳書)及び領収書の写し

(3) 研修に参加者全員の研修報告書(一人当たり400字詰原稿用紙2枚程度)

(4) その他、村長が特に必要とする書類

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付決定の通知を受けた団体は、補助事業を完了した場合は前条の実績報告書に合わせて、鮫川村人材育成研修事業補助金交付請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた個人又は団体は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 村長は、補助金の交付を受けた者が不正な申請を行っていたとき、又は研修を途中で放棄したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

別表（第6条関係）

研修の種類	補助率	一人当たり限度額
国内研修	対象経費の1／2	50千円
国外研修	対象経費の1／2	100千円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鮫川村長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

鮫川村人材育成研修事業補助金交付申請書

年度の人材育成研修を下記のとおり実施したいので、補助くださるよう鮫川村人材育成事業費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業費	円
2 交付申請額	円
3 研修の種類	国内 ・ 国外
4 研修の名称	
5 研修先	
6 研修の目的及び内容	
7 研修の期間	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- 1 行程表
- 2 参加する者の名簿及び住民票
- 3 参加する者の地方税の納税証明書
- 4 研修に要する費用の明細書
- 5 その他特に必要とする書類

様式第2号（第11条関係）

鮫川村指令 第 号

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

鮫川村長

⑩

鮫川村人材育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった 年度鮫川村人材育成研修事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 研修の種類 国内 ・ 国外
- 2 研修の名称
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 交付の条件

- (1) この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- (2) 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ村長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- (3) 事業が期間内に完了する見込みがない場合又は、事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに村長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 事業終了後、速やかに人材育成研修事業実績報告書、及び研修資料等を提出しなければなりません。
- (5) 前記の条件に違反した場合は、既に補助した金額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

年 月 日

鮫川村長

申請者 住 所
氏 名

㊟

鮫川村人材育成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった
年度鮫川村人材育成事業補助金について、下記のとおり概算払いにより交付し
てくださるよう請求します。

記

1 研修の名称 _____

2 交決定金額 _____

3 請求金額 _____

年 月 日

鮫川村長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

鮫川村人材育成研修事業実績報告書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった研修事業を完了したので、鮫川村人材育成研修事業費補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 研修の種類	国内 ・ 国外			
2 研修の名称				
3 研修先				
4 研修の期間	年 月 日～ 年 月 日			
5 参加人数	人			
6 研修実績の概要				
7 事業費	総額	財源内訳		
		村補助金	自己負担	備考
	円	円	円	
財源の割合	%	%		

添付書類

- 1 研修の行程表
- 2 決算書（経費内訳書）及び領収書の写し
- 3 研修に参加者全員の研修報告書（一人当たり400字詰原稿用紙2枚程度）

年 月 日

鮫川村長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

鮫川村人材育成研修事業補助金交付請求書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった 年度鮫川村人材育成研修事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

研 修 種 類	国内 ・ 国外
研 修 の 名 称	
事 業 費	円
交 付 決 定 額	円
受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

【振込口座】

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ) 口座名義	()